

## 共有すべき事例

2018年 No. 2 事例 1

### 〔調剤〕 異物混入の事例

(事例番号：000000056330)

#### 事例

##### 【事例の内容】

朝一番に来局した5歳の患者に、カルボシステインDS50%「タカタ」を秤量・分包し交付した。交付後、患者の家族から電話があり、水を入れたスプーンに薬剤を入れたところ、泡がぶくぶくと出てきたと報告があった。その後、家族から残りの薬剤を受け取り、水に入れて確認したところ、交付した薬剤では泡が発生したが、新たに調剤し直した薬剤では泡は全く出なかった。

##### 【背景・要因】

分包機の清掃に炭酸水素ナトリウムを使用しているが、当日の朝は湿気により炭酸水素ナトリウムが分包機に残ってしまい、分包したカルボシステインDS50%「タカタ」に混入したことが原因であった。薬剤を水に入れた際に、酸性のカルボシステインDS50%「タカタ」とアルカリ性の炭酸水素ナトリウムが反応したものと考えられる。

##### 【薬局が考えた改善策】

炭酸水素ナトリウムで清掃した後は入念に吸引し、残留物がないことを確認する。

#### その他の情報

カルボシステインDS50%「タカタ」のインタビューフォーム（一部抜粋）

IV. 製剤に関する項目

5. 調製法及び溶解後の安定性

溶解後の安定性

カルボシステインDS50%「タカタ」（10g/100mL）

保存条件	測定項目	溶解直後	7日	14日
室温（25±2℃） 60%RH 遮光	外観	白色懸濁	白色沈殿、上澄み白色懸濁	
	pH	3.55	3.51	3.48
	残存率（%）	100	99.0	101.0

#### 事例のポイント

- 散剤を分包した後は分包機を清掃するが、薬剤によっては十分に集塵できず残留することがある。その場合、残留薬剤によるコンタミネーションを防止するため、集塵による清掃以外に乳糖や炭酸水素ナトリウム等を用いて清掃する必要がある。
- この事例は、分包機の清掃に用いた炭酸水素ナトリウムが残留したために、調剤した酸性の薬剤と化学反応が生じた。
- 清掃に用いた乳糖や炭酸水素ナトリウムが残留すれば、コンタミネーションの原因となる。分包機を清掃した後や散剤を分包する前には、残留物がないか十分な確認作業が必要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

## 共有すべき事例

2018年 No. 2 事例 2

### 〔調剤〕 処方せん監査間違いの事例

(事例番号：000000056204)

#### 事例

##### 【事例の内容】

点眼・点鼻用リンデロンA液が点耳の指示で処方された。点眼・点鼻用リンデロンA液の用法が目と鼻への使用のみであることに気付かず、処方通りに調剤し交付した。交付後、疑義照会すべきであったことに気づき処方医に疑義照会を行ったところ、リンデロン点眼・点耳・点鼻液0.1%に変更になった。

##### 【背景・要因】

点眼・点鼻用リンデロンA液について、知識不足と確認不足があったと思われる。

##### 【薬局が考えた改善策】

点眼・点鼻用リンデロンA液を調剤する際は、薬袋に「点眼・点鼻」と印字し、鑑査者がどちらかを○で囲むことにした。これにより、誤って点耳薬として処方された場合でも間違いに気づきやすくなると考えた。

#### その他の情報

点眼・点鼻用リンデロンA液の添付文書（一部抜粋）

##### 【用法・用量】

<用法・用量に関連する使用上の注意>

中耳炎、鼓膜穿孔のある患者において、本剤の点耳、耳浴により、非可逆性の難聴が発現するおそれがあるので、耳内へは投与しないこと。

#### 事例のポイント

- 本事業には、この事例のように処方医が点眼・点鼻用リンデロンA液とリンデロン点眼・点耳・点鼻液0.1%を間違えて処方した事例以外にも、薬剤師が取り違えて調剤した事例も複数報告されていることから、この二剤のいずれかを調剤する際は注意が必要である。
- 処方監査や調剤での誤りを防ぐためには、できるだけ具体的な対策を立てることが有効である。報告薬局のように、それぞれの薬局のシステムや実状に即した改善策を立て、実行することが望ましい。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

## 共有すべき事例

2018年 No. 2 事例 3

### 〔医薬品の販売〕 不適切な販売の事例

(事例番号：000000055930)

#### 事例

##### 【事例の内容】

当薬局を日頃利用している50歳代の患者が鼻炎用薬を購入する目的で来局したため、パブロン鼻炎カプセルSαを販売した。2日後、本人から尿の出が悪いと連絡があった。薬剤服用歴を確認したところ、前立腺肥大によりユリーフを服用中であることがわかったため、パブロン鼻炎カプセルSαの服薬を中止するよう伝えた。

##### 【背景・要因】

一般用医薬品を販売する際に、薬剤服用歴を確認することを怠った。1人の勤務時間に他の作業をしながら医薬品を販売したため、確認が不十分であった。薬剤服用歴の現病歴欄に書き写すことを怠っていた。

##### 【薬局が考えた改善策】

当薬局を利用している患者に一般用医薬品を販売する際は、薬剤服用歴の確認をまず行う。

#### その他の情報

パブロン鼻炎カプセルSα（指定第二类医薬品）の説明文書（一部抜粋）

##### 【成分・分量】

塩酸プソイドエフェドリン60mg マレイン酸カルビノキサミン6mg

ベラドンナ総アルカロイド0.2mg 無水カフェイン50mg

##### 【保健衛生上の危害を防止するために必要な事項】

1. 次の人は服用しないでください  
(2) 次の症状のある人。  
前立腺肥大による排尿困難

#### 事例のポイント

- 薬剤師は、服用歴や現在服薬中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、薬物療法の有効性・安全性を確保することが求められているが、それは処方箋による調剤だけでなく、一般用医薬品の販売においても同様である。
- 患者や住民が医薬品や薬物療法等について安心して相談でき、適切な薬物治療を受けられるように、服用する全ての薬剤について一元的に把握し、調剤時だけでなく医薬品の販売時にも活用できるような体制や手順書を整えることが望ましい。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>